

西オーストラリア州 兵庫文化交流センター
2018 年度 JLA(Japanese Language Assistant)派遣事業募集要領

1. 事業の骨子

西オーストラリア州日本語教育アシスタント派遣事業（以下 JLA 派遣事業という）は、兵庫県と西オーストラリア州の姉妹提携を基礎に、西オーストラリア州兵庫文化交流センター（以下センターという）が、兵庫県の学生を西オーストラリア州の学校にボランティアの教育アシスタントとして派遣する事業です。これによって、学生には西オーストラリア州の教育現場での就業経験の機会を、学校には日本語教育環境をより豊かにする機会を提供するものです。

派遣される学生（以下 JLA という）には、兵庫県を代表する“親善大使”となる責任を自覚し、派遣期間を通して情熱をもって職務に励み、その地位にふさわしい行動をとることが常に求められます。

この事業は、人材育成の分野で兵庫県と西オーストラリア州の協力を進めることにより、両県州の交流がより幅を広げ、深まることを目指すものです。

2. 応募資格

- (1) 兵庫県内に在住、または在学する大学生であること
- (2) 西オーストラリア州での日本語教育活動を通じて、兵庫県-西オーストラリア州の関係強化に貢献する意思を有すること
- (3) 長期の海外生活に耐えうる健康状態にあること
- (4) TOEIC600 点程度（日常生活のコミュニケーションが英語で行えるレベル）以上の英語能力を有すること
- (5) 当該事業による派遣について、在学する大学の教員から推薦が得られること

3. 派遣期間

2018 年 4 月 30 日（月）～12 月 15 日（土）

4. 派遣受入れ校

西オーストラリア州兵庫文化交流センター（以下センターという）が指定する西オーストラリア州内のセカンダリー・スクール（7 年生から 12 年生までの中・高一貫校）とその校区の小学校

5. 現地での活動内容

- (1) 月～金（スクール・ブレイクを除く）
受入れ校に出勤し、日本語教員の助手として授業補助や教材作成など、日本語教員の指示によって活動します。日本語授業の多寡にかかわらず、始業から終業までの時間は学校で勤務することになります。
- (2) 土日及びスクール・ブレイク期間中
原則として自由。但し、学校またはセンターから、行事等のための出席要請がある場合は、それが優先します。また十分に休養を取ることに留意しながら、英語力の向上など JLA としての能力向上につながる活動を主体的に行ってください。
- (3) 派遣期間を通じ、毎月 1 回程度、センターへの活動報告やセンター事業の補助を行います。（センターは受入れ校と協議のうえ、この機会を設定します）

6. 活動報告

JLA は、毎月 1 回、活動報告書（様式 5）をセンターに提出します。

7. 受入れ校が負担するもの

- (1) 派遣期間中のホームステイの費用及び手配（3食付き。但し昼食はホストファミリーの家庭内で弁当を自分で作る事が基本になります）
- (2) 通勤のための交通手段の確保（学校から至近の場合は徒歩通勤、公共交通機関利用の場合はその運賃）
- (3) 受入れ校において JLA を指導・サポートするための教師チームの形成
- (4) 日本語教師のデスク近くに JLA 専用のデスクを設置するなど、働きやすい環境の整備

8. JLA（被派遣者本人）が負担するもの

- (1) ビザ（ワーキング・ホリデー）取得に必要な経費
- (2) 自宅から受入れ校までの往復運賃（航空運賃、電車、バス、タクシー代など）
- (3) 派遣期間中のケガ・病気などの治療費等を補償する保険への加入経費
- (4) 現地到着後、ホームステイ開始までのホテルの宿泊費、その他被服費等の個人的出費

9. 選考

被派遣者の選考は、以下の方法でセンターが行います。

- (1) 書類審査：被派遣希望者は、~~所属大学を通じて~~下記の書類をセンターに提出して下さい。
 - ①願書（様式1）
 - ②志望理由書（日本語、様式2）
 - ③受入れ校及びホストファミリーあての自己紹介文（英語、様式3）
 - ④所属大学教員の推薦書（様式4）
- (2) 面接：センターが所属大学との協力により行います。

9月末：応募締切
10月～11月：選考期間
12月：結果発表

10. 募集人員

若干名

申請書類はこちらからダウンロード
神戸大学HOME 》国際交流 》海外留学プログラム
》学外機関主催のプログラム

11. 留意事項

- (1) プログラムへの参加にあたっては、所属大学での就学に関する扱いについて、大学事務局によく相談して下さい。（大学によっては休学する必要がある場合があります。）
- (2) アルバイトは、センターの承認を得て行うことができます。アルバイトの通勤のための交通手段は自分で確保して下さい。（センターは、労働時間や業務内容等が JLA 活動やホストファミリーの生活リズム等に及ぼす影響等を考慮してアルバイトの可否を判断します。）
- (3) 当該事業において、センターは、センター職員の故意又は重大な過失に基づく事故等以外についての責任を負いません。健康管理をはじめ、生活上の安全には被派遣者自身で十分気をつけるとともに、勤務校やホストファミリーなど、周囲の人々との良好な人間関係の形成に留意して下さい。
- (4) JLA 従事期間以外の渡航中の活動については、センターは関与しません。学生個人の自己責任において行動して下さい。

11. 問合せ先

所属大学事務局及びセンター（下記）

Hyogo Prefectural Government Cultural Centre
20 Kalinda Drive, City Beach WA AUSTRALIA
T:+61 8 9385 9002 F:+61 8 9385 9005
Email: hyogo@iinet.net.au

神戸大学国際部国際交流課
TEL:078-802-5262
mail:intl-exchange@office.kobe-u.ac.jp